

熊本都市計画地区計画の決定(合志市決定)

都市計画ふれあいタウン豊岡地区地区計画を次のように決定する。

名 称	ふれあいタウン豊岡地区地区計画	
位 置	合志市豊岡字笹原2000番5 他3筆	
面 積	約0.9ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の目標	本地区は市街化区域と隣接しており、南側は大型団地であるすずかけ台団地・泉ヶ丘団地と接している区域であり、住宅地としての利用が期待されている区域である。周囲は住宅地としての利用が進んでおり、周辺と調和のとれた土地利用が望まれているので、本地区に良好な居住環境の形成を計画的に誘導し、以上のような課題に対応した土地利用、さらに本市の活性化を図っていくことを目標とする。
	土地利用の方針	良好な居住環境を確保し、ゆとりある緑豊かな郊外型住宅地としての形成を図るため、一戸建低層住宅地とする。また、地域内には、公園を適宜配置し、隣接する土地との街区形成のために、将来道路を接続できるよう計画する。
	地区施設の整備方針	区域外の幅員8m及び10mの市道を接続道路とし、地区施設として、幅員6mの区域内道路をこれに接続するよう配置する。 また、整備区域の北側に約470㎡の公園を設置する。
	建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、用途、建ぺい率、容積率、高さ、垣や柵の構造について定め、良好な居住環境が形成されるよう規制する。

地区整備計画

地	地区施設の配置及び規模	道路	道路	道路延長 街区道路 接続道路	合計約290m 幅員6m 幅員8m及び10m
		公園・緑地	公園		約470㎡の公園を、地区内に設ける。
区	建築	地区の区分	区分の名称	一般住宅 (建売住宅)	
			区分の面積	約0.7ha 計画面積中住宅地の面積	
整	備	物等	建築物等の用途の制限	一戸建低層専用住宅 及び兼用住宅に限る	兼用住宅の規模・用途については、建築基準法別表第二(イ)項に規定するものに限る
			建築物等の敷地面積に対する割合の最高限度	8/10	
計	画	事	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	4/10	
			建築物の敷地面積の最低限度	200㎡	
画	事	項	建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の意匠、形態は周辺地域の環境景観に調和すること	
			建築物の高さの最高限度	10m以下	
画	事	項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに替わる柱又は高さ2mを超える門は、境界までの距離を1m以上とする	
			垣又はさくの構造の制限	道路に面する部分の垣又はさくの構造は、生垣又は透視可能なさく等とし、周辺環境に調和したものとする	
備考					

区域及び地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり